

議員提出第8号

「国際プラスチック条約」締結に向けた更なる積極的姿勢を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和6年9月24日

提 出 者 吉川市議会議員

賛 成 者 吉川市議会議員

//

吉川市議会議長 稲葉 剛治 様

提 案 理 由 口 頭

「国際プラスチック条約」締結に向けた更なる積極的姿勢を求める意見書

プラスチックの利用は人類に便利な生活をもたらしてくれましたが、大量生産・大量消費、さらに有害な物質が添加されたプラスチックの生産等は、「気候変動」「生物多様性の損失」「汚染」という3大危機の一因となっています。プラスチックの原料採掘、輸送、製品製造、廃棄の過程において排出される大量のCO₂。毎年約4億トンのプラスチック製品の製造。推定1,000万トンから1,200万トンの海洋流入。分解されたマイクロプラスチックやナノプラスチック粒子、海洋だけでなく陸上の生態系に大きな影響を与えています。人間への健康影響も深刻化しつつあります。

国際的社会課題であるプラスチック問題に対し、2022年3月2日ナイロビ国連環境総会において、175か国の承認のもと、国際的に法的拘束力を持つ「国際プラスチック条約」締結に向け動き出しました。2040年までにプラスチック汚染を根絶することが目的です。現在、2024年末までに国際条約の内容確定をめざし、11月の最後の会合(韓国)での合意形成にむけ、公式・非公式で各国調整が図られているところです。

日本は一人当たりのプラスチック容器包装廃棄量が世界第2位、非OECD諸国への廃プラスチック輸出量が世界第1位という、プラスチック依存の大きな国です。廃棄物管理や技術面における積極的な貢献を果たす一方で、世界一律の生産制限に対し「各国の事情や実態に合わせて規制するべき」と消極的姿勢を示してきました。同様の姿勢だったアメリカは8月に方針転換し、プラスチックの生産制限を支持することを明らかにしました。

国際プラスチック条約には、国民も企業も期待をしているところです。プラスチックのバリューチェーンに携わる160以上の企業、金融機関、NGOが「国際プラスチック条約企業連合」を発足し、使用削減、回収・リサイクルシステム構築、製品の持続可能性要件、拡大生産者責任(EPR)など、サーキュラーエコノミーへの移行を目指すために具体的な政策提言を行っています。日本でも2023年11月に「国際プラスチック条約企業連合(日本)」が結成され、「法的拘束力のある野心的な条約」の策定を求める声明を発表しました。また、私たち吉川市議会でも2024年3月議会において「地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー(循環経済)の一層の推進を求める意見書」を提出したところです。

国際条約が締結されれば、環境をめぐる多国間協力が大幅に促進され、公共の福祉の増進も大きく飛躍します。日本においても、国際世界と足並みをそろえ積極的な姿勢で条約締結に向け取り組んでいただけるよう以下を求めます。

記

- (1) バージンプラスチックの生産・消費の持続可能な水準への国際的削減
- (2) 危険性があり現実的に根絶可能なプラスチックを特定した上での国際的禁止
- (3) 削減・リユース・安全なリサイクルを可能とする製品設計・性能の国際的要求

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月24日

埼玉県吉川市議会

提出先

外務大臣

環境大臣

経済産業大臣